

○福岡教育大学学則

(制定 平成16年4月1日)

改正	平成17年3月9日	平成17年3月17日	平成17年10月17日
	平成17年12月15日	平成18年3月16日	平成19年3月22日
	平成20年3月14日	平成21年3月26日	平成22年3月15日
	平成23年2月18日	平成24年6月15日	平成24年9月21日
	平成24年10月25日	平成24年12月21日	平成25年2月15日
	平成25年3月15日	平成25年3月28日	平成27年2月27日
	平成27年3月31日	平成27年4月23日	平成27年7月30日
	平成28年1月28日	平成28年3月24日	平成30年10月29日
	平成31年2月28日	平成31年3月28日	令和元年9月26日
	令和2年3月26日	令和2年7月28日	令和2年12月24日
	令和3年4月28日	令和4年3月30日	令和4年6月24日
	令和5年3月29日	令和5年10月27日	

目次

第1章 総則

第1節 設置(第1条)

第2節 目的(第2条・第2条の2)

第3節 教育研究組織等(第3条－第12条)

第4節 職員組織(第13条－第15条)

第2章 学部

第1節 入学定員及び収容定員(第16条・第16条の2)

第2節 学年, 学期及び休業日(第17条・第18条)

第3節 入学, 再入学, 編入学及び転入学(第19条－第28条)

第4節 教育方法, 履修方法, 進級及び在学年限(第29条－第34条)

第5節 卒業及び学位(第35条・第36条)

第6節 教員の免許状(第37条)

第7節 休学, 復学, 退学, 除籍, 転学, 留学及び転課程等(第38条－第44条)

第8節 賞罰(第45条・第46条)

第3章 検定料, 入学料及び授業料

第1節 検定料(第47条・第47条の2)

第2節 入学料(第48条・第49条)

第3節 授業料(第50条－第54条)

第4章 専攻科, 研究生, 科目等履修生及び特別聴講学生(第55条－第59条)

第5章 外国人留学生(第60条)

第6章 公開講座(第61条)

第7章 削除

第8章 寄宿舍(第63条－第65条)

附則

第1章 総則

第1節 設置

(設置)

第1条 国立大学法人法第4条第2項の規定により, 国立大学法人福岡教育大学は, 福岡教育大学(以下「本学」という。)を設置する。

第2節 目的

(目的)

第2条 本学は、学術の中心として深く専門の学芸を研究教授するとともに、広く知識技能を開発し、豊かな教養を与え、もって有為な教育者を養成し、文化の進展に寄与することを目的とする。

(教育研究活動等の状況の公表)

第2条の2 本学は、教員の養成その他の教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知ができる方法により公表するものとする。

第3節 教育研究組織等

(学部)

第3条 本学に、教育学部(以下「学部」という。)を置く。

2 学部に、教授会を置く。

3 学部に、初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程及び特別支援教育教員養成課程を置く。

4 初等教育教員養成課程に、幼児教育プログラム、小学校教育専攻プログラム、人文・社会教育プログラム、理数教育プログラム及び芸術・実技教育プログラムを置く。

5 中等教育教員養成課程に、中等教育プログラムを置き、その下に、国語専攻、社会科専攻、数学専攻、理科専攻、英語専攻、音楽専攻、美術専攻、保健体育専攻、家庭専攻、技術専攻及び書道専攻を置く。

6 特別支援教育教員養成課程に、特別支援教育初等教育プログラム及び特別支援教育中等教育プログラムを置く。

(大学院)

第4条 本学に、大学院を置く。

(学術情報センター)

第5条 本学に、学術情報センターを置く。

(教育総合研究所)

第6条 本学に、教育総合研究所を置く。

2 教育総合研究所に、附属特別支援教育センターを置く。

(附属学校)

第7条 本学に、附属小学校、附属中学校及び附属幼稚園(以下「附属学校」という。)を置く。

(健康科学センター)

第8条 本学に、健康科学センターを置く。

(学内共同利用施設)

第9条 本学に、ものづくり創造教育センター及びキャリア支援センターを置く。

(教学共創マネジメントセンター)

第9条の2 本学に、教学共創マネジメントセンターを置く。

(グローバルラーニングセンター)

第9条の3 本学に、グローバルラーニングセンターを置く。

(障害学生支援センター)

第9条の4 本学に、障害学生支援センターを置く。

(学生ボランティア活動推進本部)

第9条の5 本学に、学生ボランティア活動推進本部を置く。

(教員研修支援センター)

第9条の6 本学に、教員研修支援センターを置く。

(事務局)

第10条 本学に、事務局を置く。

(教員組織等)

第11条 本学に、教育上の教員組織として学域を置く。

2 本学に、研究上の教員組織として研究ユニットを置く。

3 本学の学部、に、教育指導体制として教職教育院を置く。

(教授会等の必要事項)

第12条 第3条第2項から前条までに規定する教授会等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第4節 職員組織

(職員)

第13条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員及び技術職員を置く。

(副学長)

第14条 本学に、副学長を置く。

2 副学長に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(各組織等の長)

第15条 本学に、教育学部長、大学院教育学研究科長、専攻科主任、学術情報センター長、附属学校部長、附属学校長(附属幼稚園にあつては、園長とする。)、健康科学センター長、教育総合研究所長、教育総合研究所附属特別支援教育センター長、ものづくり創造教育センター長、キャリア支援センター長、教学共創マネジメントセンター長、グローバルラーニングセンター長、障害学生支援センター長、学生ボランティア活動推進本部長、教員研修支援センター長、事務局長、専攻主任及びコース主任を置く。

2 前項に規定する者に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第2章 学部

第1節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第16条 学部の課程ごとの入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

課程	入学定員	収容定員
初等教育教員養成課程	385名	1,540名
中等教育教員養成課程	170名	680名
特別支援教育教員養成課程	60名	240名
合計	615名	2,460名

(教育研究上の目的等)

第16条の2 学部の課程ごとの人材養成目的その他の教育研究上の目的は、別表第1のとおりとする。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第17条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第18条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 大学記念日 6月1日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までの期間は、年度ごとに定める。

3 休業日において、必要がある場合には、授業を行うことができる。

4 第1項に定めるもののほか、臨時の休業日は、そのつど定めることができる。

第3節 入学、再入学、編入学及び転入学

(入学資格)

第19条 本学に入学することができる者は、次の各号に規定する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。ただし、再入学については、この限りでない。

(入学者選抜)

第21条 入学を志願する者に対しては、入学者選抜を行う。

2 入学者選抜に関する規程は、学長が別に定める。

(入学願書の提出等)

第22条 入学を志願する者は、検定料を添え、所定の期日までに入学願書を提出しなければならない。

第23条 削除

(入学許可)

第24条 入学又は再入学等の選考に合格し、所定の期日までに入学料を納付し、誓約書を提出した者について入学又は再入学等を許可する。

2 第49条第1項の入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者については、入学料の徴収を猶予し、前項の書類の提出をもって入学を許可する。

(再入学)

第25条 本学を退学した者又は授業料未納により除籍された者が再入学を志願したときは、選考のうえ再入学を認めることができる。

(編入学)

第26条 本学に編入学を志願する者で次の各号の一に該当する者については、選考のうえ第3年次に編入学を認めることができる。

(1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(転入学)

第27条 他の大学から転入学を志願する者があったときは、選考のうえ転入学を認めることができる。

(再入学者等の授業科目等の取扱)

第28条 前3条の規定により再入学等を認められた者のすでに修得した授業科目、単位数の取扱い及び修業年限並びに在学年数については、選考のつどこれを定める。

第4節 教育方法、履修方法、進級及び在学年限

(修業年限)

第29条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第30条 在学年限は、3年次への進級前については4年、3年次への進級後については4年とする。

(授業の方法、教育課程、履修方法及び進級)

第31条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 その他授業の方法、教育課程、履修方法及び進級については、学長が別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会における審議の後、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得した

ものとみなすことができる。

- 3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第33条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位は、教授会において審議し、前条第2項及び第3項により修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学・短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(第57条の規定により修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により単位を修得したものとみなし、又は与える場合は、教授会で審議するものとし、その単位数は編入学、転入学を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第32条第2項及び第3項並びに前条第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、既修得単位等の認定に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第35条 第29条に規定する年限を修了し、所定の授業科目及び単位数を修得した者を卒業者とする。

- 2 前項に規定する卒業に必要な単位のうち、第31条第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(学位の授与)

第36条 学位の授与に関する規程は、学長が別に定める。

第6節 教員の免許状

(教員の免許状)

第37条 本学を卒業した者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)に定める免許状のうち、別表第2に掲げる免許状の授与の所要資格を取得できる。

- 2 前項のほか、所要の単位を修得した場合は、他の免許状の授与の所要資格を併せて取得することができる。

第7節 休学、復学、退学、除籍、転学、留学及び転課程等

(休学)

第38条 病気又はその他特別の事由により、引続き3か月以上修学不能のときは、

学長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学期間は、1年以内とする。ただし、事情により更に許可を得て休学することができる。
- 3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 4 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第39条 休学期間が満了した場合又は休学期間中であってもその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 前項の規定により復学した場合、休学期間が通算して3か月未満のときは、前条第4項の規定にかかわらず、修業年限及び在学年限に算入する。

(退学)

第40条 退学しようとするときは、その事由を記載した書面を添えて学長に願い出なければならない。

(除籍)

第41条 学生が、次の各号の一に該当するときは、教授会における審議の後、学長が除籍する。

- (1) 第30条に規定する在学年限を越えたとき。
- (2) 長期にわたり欠席し又は成業の見込みがないと認められたとき。
- (3) 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しなかったとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 行方不明の届出があったとき。

(転学)

第42条 他の大学に転学しようとするときは、その事由を具し学長の許可を得なければならない。

(留学)

第43条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第35条に定める修業年限に含めることができる。

(転課程、転専攻)

第44条 転課程及び転専攻しようとするときは、その事由を具し学長の許可を得なければならない。

- 2 転課程及び転専攻に関する規程は、学長が別に定める。

第8節 賞罰

(表彰)

第45条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長が、これを表彰することができる。

- 2 表彰に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(懲戒)

第46条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、これを懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 停学の期間は、修業年限に算入しない。ただし、在学年限には算入する。

- 4 停学の期間が通算して3か月未満のときは、前項の規定にかかわらず、修業年限に算入する。
- 5 前各項に規定するほか、懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第3章 検定料，入学料及び授業料

第1節 検定料

(検定料)

第47条 検定料は、本学が別に定める金額とし、入学，再入学，編入学及び転入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

- 2 納付した検定料は、学長が別に定める場合を除き、返還しない。

(検定料の免除)

第47条の2 特別の事情により検定料の納付が著しく困難であると認められるときは、願い出により、検定料を免除することができる。

- 2 前項の検定料の免除に関する規程は、学長が別に定める。

第2節 入学料

(入学料)

第48条 入学にあたっては、本学が別に定める入学料を納めなければならない。

- 2 再入学，編入学及び転入学にあたっては、入学を認められた日から10日以内に本学が別に定める入学料を納めなければならない。
- 3 前2項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学，再入学等を許可しない。
- 4 納付した入学料は、返還しない。ただし、入学月における「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年度法律第8号）」による入学料等減免の支援対象者は除く。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第49条 特別の事情により、入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、願い出により、入学料の全額若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

- 2 前項の入学料の免除及び徴収猶予に関する規程は、学長が別に定める。
- 3 入学料の免除又は徴収猶予の不許可となった者及び入学料の一部免除又は徴収猶予の許可となった者で所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者は、除籍する。

第3節 授業料

(授業料)

第50条 授業料は、本学が別に定める額とし、学部学生及び専攻科学生にあっては、年度の前期及び後期に分けて、4月及び10月に、年額の2分の1を納めなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、納付する者の申し出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収できるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、入学を許可される者の申し出があったときは、入学を許可するときに徴収できるものとする。
- 4 納付した授業料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、当

該各号に定める授業料相当額を返還する。

- (1) 第2項及び第3項の規定により授業料を納付した者が、当該年度の後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学したとき 後期分の授業料に相当する額
- (2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退したとき 納付した者の申し出により前期分又は前期及び後期分の授業料に相当する額
- (3) 第54条に規定する免除の許可を受けた者が、免除対象となる授業料を納付していたとき 許可された授業料の免除額
(復学者等の授業料)

第51条 前期又は後期中途において復学又は再入学をした者から徴収する授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に、復学又は再入学した月から当該期末までの月数を乗じて得た額とし、復学又は再入学した月に徴収する。

- 2 再入学、編入学及び転入学した者の授業料の額は、当該者の属する年次の在学者にかかる徴収額と同額とする。
(退学者及び停学者の授業料)

第52条 前期又は後期中途で退学し又は停学及び退学を命ぜられた者の当該期分の授業料は、これを徴収する。
(休学者の授業料)

第53条 休学の許可を受けたときは、休学当月の翌月(休学の開始日が月の初日である場合はその月)から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、休学する日が授業料の当該期の納付期限(前期にあつては4月末日、後期にあつては10月末日)経過後であり、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については、免除しない。
(授業料の免除及び徴収猶予)

第54条 経済的理由により、授業料の納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるとき、その他止むを得ない事情があると認めるときは、願い出により授業料の全額若しくは一部を免除し、又は当該学期末まで徴収を猶予することができる。

- 2 前項の授業料の免除又は徴収猶予に関する規程は、学長が別に定める。

第4章 専攻科，研究生，科目等履修生及び特別聴講学生
(専攻科)

第55条 本学に、専攻科を置く。

- 2 専攻科に関する規程は、学長が別に定める。
(研究生)

第56条 本学で、特定の専門領域の研究をしようとする者があるときは、研究生として許可することができる。

- 2 研究生に関する規程は、学長が別に定める。
(科目等履修生)

第57条 本学の授業科目について履修を願い出た者があるときは、授業に支障のない限り、学期ごとに科目等履修生として許可することができる。

- 2 科目等履修生に関する規程は、学長が別に定める。

第58条 削除
(特別聴講学生)

第59条 他の大学の学生で、本学において授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として許可することができる。

2 特別聴講学生に関する規程は、学長が別に定める。

第5章 外国人留学生

(外国人留学生)

第60条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学の学部学生、研究生、科目等履修生又は特別聴講学生として志願する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生は、定員外とすることができる。

3 外国人留学生に関する規程は、学長が別に定める。

第6章 公開講座

(公開講座)

第61条 本学に、公開講座を開設する。

2 公開講座に関する規程は、学長が別に定める。

第7章 削除

第62条 削除

第8章 寄宿舍

(寄宿舍)

第63条 本学に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する規程は、学長が別に定める。

(寄宿料)

第64条 寄宿料は、本学が別に定める金額とし、入寮当月から退寮当月まで毎月徴収する。

2 納付した寄宿料は、いかなる理由があっても返還しない。

3 寄宿料に関する免除規程は、学長が別に定める。

(雑則)

第65条 この学則に定めるもののほか、学則の実施に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月9日)

この学則は、平成17年3月9日から施行する。

附 則(平成17年3月17日)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月17日)

この学則は、平成17年10月17日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成17年12月15日)

この学則は、平成17年12月15日から施行する。

附 則(平成18年3月16日)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月14日)

- 1 この学則は、平成20年3月14日から施行し、平成19年12月26日から適用する。ただし、第6条、第13条、第15条、第16条及び別表1の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 障害児教育教員養成課程は、改正後の第16条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に障害児教育教員養成課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第16条の表に定める課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度までは次のとおりとする。

専攻	収容定員		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
初等教育教員養成課程	1,040名	1,040名	1,040名
中等教育教員養成課程	480	480	480
特別支援教育教員養成課程	50	100	150
障害児教育教員養成課程	150	100	50
共生社会教育課程	260	260	260
環境情報教育課程	300	300	300
生涯スポーツ芸術課程	240	240	240
計	2,520	2,520	2,520

- 4 障害児教育教員養成課程を卒業した者についての別表1の規定の適用については、同表中「特別支援教育教員養成課程」とあるのは「障害児教育教員養成課程」と読み替えるものとする。

附 則(平成21年3月26日)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第16条の表に定める課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度までは次のとおりとする。

課程	収容定員	
	平成21年度	平成22年度
初等教育教員養成課程	1,080名	1,120名
中等教育教員養成課程	490名	500名
特別支援教育教員養成課程	100名	150名
障害児教育教員養成課程	100名	50名
共生社会教育課程	250名	240名
環境情報教育課程	265名	230名
生涯スポーツ芸術課程	235名	230名
合計	2,520名	2,520名

- 3 第16条の表に定める課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成23年度

は次のとおりとする。

課程	収容定員
	平成23年度
初等教育教員養成課程	1,160名
中等教育教員養成課程	510名
特別支援教育教員養成課程	200名
共生社会教育課程	230名
環境情報教育課程	195名
生涯スポーツ芸術課程	225名
合計	2,520名

- 4 平成21年3月31日に中等教育教員養成課程実践学校教育コース、環境情報教育課程環境教育コース及び共生社会教育課程国際共生教育コースに在学する者については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 初等教育教員養成課程幼児教育コースを卒業した者についての別表第1の規定の適用については、同表中「幼児教育選修」とあるのは「幼児教育コース」、中等教育教員養成課程社会専攻を卒業した者についての別表第1の規定の適用については、同表中「社会科専攻」とあるのは「社会専攻」、生涯スポーツ芸術課程(芸術コース)を卒業した者についての別表第2の規定の適用については、同表中「音楽コース」、「美術コース」及び「書美コース」とあるのは「芸術コース」と読み替えるものとする。

附 則(平成22年3月15日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に在学する者については、改正後の第30条の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成23年2月18日)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月15日)

この学則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年9月21日)

この学則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成24年10月25日)

この学則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則(平成24年12月21日)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第16条の表に定める課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成27年度までは次のとおりとする。

課程	収容定員		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度

初等教育教員養成課程	1,231名	1,262名	1,293名
中等教育教員養成課程	537名	554名	571名
特別支援教育教員養成課程	200名	200名	200名
共生社会教育課程	220名	220名	220名
環境情報教育課程	120名	80名	40名
環境教育課程	20名	40名	60名
生涯スポーツ芸術課程	165名	110名	55名
芸術課程	27名	54名	81名
合計	2,520名	2,520名	2,520名

- 3 平成25年3月31日に環境情報教育課程及び生涯スポーツ芸術課程に在学する者については、改正後の別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年2月15日)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月15日)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月27日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月23日)

この学則は、平成27年4月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成27年7月30日)

この学則は、平成27年7月30日から施行する。

附 則(平成28年1月28日)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
 2 第16条の表に定める課程ごとの収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成30年度までは次のとおりとする。

課程	収容定員		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
初等教育教員養成課程	1,378名	1,432名	1,486名
中等教育教員養成課程	611名	634名	657名
特別支援教育教員養成課程	210名	220名	230名
共生社会教育課程	165名	110名	55名

環境教育課程	60名	40名	20名
芸術課程	81名	54名	27名
合計	2,505名	2,490名	2,475名

- 3 平成28年3月31日に共生社会教育課程，環境教育課程及び芸術課程に在学する者については，改正後の別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 4 平成28年3月31日に共生社会教育課程，環境教育課程及び芸術課程に在学する者のうち，当該課程を卒業した者で，免許法に定める所要の単位を修得した場合は，免許法に定める免許状のうち次の表に掲げる免許状の授与の所要資格を取得できる。

課程	免許状の種類(免許教科等)
共生社会教育課程 (福祉社会教育コース)	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史，公民，福祉)
共生社会教育課程 (国際共生教育コース)	中学校教諭一種免許状(社会，外国語(英語)) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史，公民，外国語(英語))
環境教育課程 (環境教育コース)	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
芸術課程 (音楽コース)	中学校教諭一種免許状(音楽) 高等学校教諭一種免許状(音楽)
芸術課程 (美術コース)	中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術，工芸)
芸術課程 (書美コース)	中学校教諭一種免許状(書道)

附 則(平成28年3月24日)

この学則は，平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月29日)

この学則は，平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月28日)

この学則は，平成31年3月20日から施行する。

附 則(平成31年3月28日)

この学則は，平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月26日)

この学則は，令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日)

この学則は，令和2年4月1日から施行し，令和元年12月1日から適用する。

附 則(令和2年7月28日)

この学則は，令和2年7月28日から施行し，令和2年7月1日から適用する。

附 則(令和2年12月24日)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月28日)

この学則は、令和3年4月28日から施行する。

附 則(令和4年3月30日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に大学院教育学研究科教育科学専攻に在学する者の教育上の教員組織については、改正後の第11条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年6月24日)

この学則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程及び特別支援教育教員養成課程に在学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和5年10月27日)

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第16条の2関係)

学部	課程	目的
教育学部	初等教育教員養成課程	教員に求められる確かな実践的力量を備え、子ども一人一人の知的発達と人間的成長を支援することのできる小学校教員及び幼稚園教員を養成する。
	中等教育教員養成課程	教員に求められる確かな実践的力量を備え、中学校と高等学校の教育の一貫性と系統性を重視した教育を実践することのできる中等教育教員を養成する。
	特別支援教育教員養成課程	教員に求められる確かな実践的力量を備え、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じて適切な教育的支援を行うことのできる教員を養成する。

別表第2(第37条第1項関係)

課程	免許状の種類(免許教科等)
初等教育教員養成課程(小学校教育専攻プログラム, 人文・社会教育プログラム, 理数教育プログラム, 芸術・実技教育プログラム)	小学校教諭一種免許状
初等教育教員養成課程(幼児教育プログラム)	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状

中等教育教員養成課程	専攻教科の中学校教諭一種免許状 専攻教科の高等学校教諭一種免許状(美術専攻については、履修方法により工芸の免許状を取得できる。)
中等教育教員養成課程 (社会科専攻)	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)又は高等学校教諭一種免許状(公民)
中等教育教員養成課程 (技術専攻)	中学校教諭一種免許状(技術) 高等学校教諭一種免許状(工業)
中等教育教員養成課程 (書道専攻)	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(書道)
特別支援教育教員養成課程 (視覚障害児教育領域を選択した者)	特別支援学校教諭一種免許状(視覚障害者に関する教育の領域) 小学校教諭一種免許状又は希望専攻教科の中学校教諭一種免許状
特別支援教育教員養成課程 (聴覚障害児教育領域を選択した者)	特別支援学校教諭一種免許状(聴覚障害者に関する教育の領域) 小学校教諭一種免許状又は希望専攻教科の中学校教諭一種免許状
特別支援教育教員養成課程 (知的障害児教育領域を選択した者)	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者に関する教育の領域) 小学校教諭一種免許状又は希望専攻教科の中学校教諭一種免許状
特別支援教育教員養成課程 (肢体不自由児教育領域を選択した者)	特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者に関する教育の領域) 小学校教諭一種免許状又は希望専攻教科の中学校教諭一種免許状
特別支援教育教員養成課程 (病弱児教育領域を選択した者)	特別支援学校教諭一種免許状(病弱者に関する教育の領域) 小学校教諭一種免許状又は希望専攻教科の中学校教諭一種免許状
特別支援教育教員養成課程 (言語障害児教育領域を選択した者)	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者に関する教育の領域又は肢体不自由者に関する教育の領域) 小学校教諭一種免許状又は希望専攻教科の中学校教諭一種免許状

○福岡教育大学大学院規則

(制定 平成16年4月1日)

改正	平成17年1月20日	平成17年12月15日
	平成19年3月22日	平成20年3月14日
	平成21年2月19日	平成21年5月28日
	平成23年3月22日	平成26年12月25日
	平成28年1月28日	平成29年3月29日
	平成30年2月22日	平成30年12月27日
	令和元年5月30日	令和3年3月29日
	令和4年4月21日	

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 研究科

第1節 研究科, 課程, 専攻, コース, プログラム, 教職大学院, 入学定員及び収容定員(第2条-第4条の4)

第2節 学年, 学期及び休業日(第5条)

第3節 入学, 再入学, 転入学及び転コース(第6条-第13条)

第4節 教育方法, 指導教員, 授業科目, 単位及び履修方法(第14条-第20条)

第5節 課程の修了及び学位の授与(第21条-第23条)

第6節 教員の免許状授与の所要資格の取得(第24条)

第7節 休学, 復学, 退学, 除籍, 転学及び留学(第25条・第26条)

第8節 賞罰(第27条・第28条)

第3章 検定料, 入学料及び授業料(第29条・第30条)

第4章 研究生, 科目等履修生及び特別聴講学生(第31条-第33条)

第5章 外国人留学生及び教員研修留学生(第34条・第35条)

第6章 補則(第36条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 福岡教育大学大学院(以下「大学院」という。)は, 学部における一般的並びに専門的な教養あるいは教職経験の基礎の上に, 広い視野に立って精深な学識を授け, 児童・生徒への実践的指導, 学校適応の促進, 特別支援教育の推進または学校運営を行う高度専門職業人としての力を養い, 初等・中等学校等の教育実践の水準を向上させる高度の専門的能力を養成することを目的とする。

第2章 研究科

第1節 研究科, 課程, 専攻, コース, プログラム, 教職大学院, 入学定員及び収容定員

(研究科)

第2条 大学院に教育学研究科(以下「研究科」という。)を置く。

2 研究科に研究科教授会を置く。

(課程)

第3条 研究科に, 専門職学位課程を置く。

(専攻, コース及びプログラム)

第4条 研究科に, 専攻を置く。

- 2 専攻にコースを置く。
 3 前2項の専攻及びコースは、次のとおりとする。

課程	専攻	コース
専門職学位課程	教職実践専攻	教育実践力開発コース
		スクールリーダーシップ開発コース

- 4 コースに、次のとおりプログラムを置く。

コース	プログラム
教育実践力開発コース	初等教科教育高度実践力プログラム 初等教育高度実践力特別プログラム 中等教科教育高度実践力プログラム 教職教育高度実践力プログラム
スクールリーダーシップ開発コース	教科教育リーダープログラム 学校適応支援リーダープログラム 特別支援教育推進コーディネータープログラム 学校運営リーダープログラム

(教職大学院)

第4条の2 教職実践専攻は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)に定める専門職学位課程とし、教職大学院と称する。

(教育研究上の目的等)

第4条の3 専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

専攻	目的
教職実践専攻 (専門職学位課程)	学校教育の多様な課題に対して、実践的に取り組むことのできる高度な専門性と強靱な精神及び豊かな人間性を備えた専門職業人としての教員を養成する。

(入学定員及び収容定員)

第4条の4 入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
教職実践専攻	50名	100名

第2節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第5条 学年、学期及び休業日については、福岡教育大学学則(以下「学則」という。)第17条及び第18条の規定を準用する。

第3節 入学、再入学、転入学及び転コース

(入学時期)

第6条 大学院の入学の時期については、学則第20条の規定を準用する。

(入学資格)

第7条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第2項に規定する教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める一種免許状を有する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 各コース又はプログラムでの必要な教員免許状は次のとおりとする。
- (1) 初等教科教育高度実践力プログラム：小学校教諭一種免許状
 - (2) 初等教育高度実践力特別プログラム：小学校以外の学校種教諭一種免許状
 - (3) 中等教科教育高度実践力プログラム：中学校教諭一種免許状(国語，社会，数学，理科，保健体育，英語)のいずれか又は高等学校教諭一種免許状(国語，地理歴史，公民，数学，理科，保健体育，英語)のいずれか
 - (4) 教職教育高度実践力プログラム：小学校，中学校又は高等学校のいずれかの教諭一種免許状
 - (5) スクールリーダーシップ開発コース：小学校，中学校又は高等学校のいずれかの教諭一種免許状。ただし，教科教育リーダープログラムについては，高等学校教諭一種免許状(国語，地理歴史，公民，数学，理科，保健体育，英語)のいずれか)
- (入学志願手続)

第8条 大学院に入学を志願する者は、所定の願書に検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(選考)

第9条 入学志願者に対しては、選考を行う。

2 選考の方法については、学長が別に定める。

(入学手続)

第10条 前条の選考により合格した者は、所定の期日までに入学料及び別に定める書類を添えて入学手続きをしなければならない。

(再入学)

第11条 大学院を退学した者又は授業料未納により除籍された者が、再入学を願い出たときは、研究科教授会における審議の後、学長が許可することができる。

(転入学)

第12条 大学院に転入学を願い出た者については、欠員のある場合に限り研究科教授会における審議の後、学長が許可することができる。

(転コース等)

第13条 入学後の転コース及び転プログラムは認めない。

第4節 教育方法，指導教員，授業科目，単位及び履修方法

(修業年限)

第14条 大学院の修業年限は，2年とする。

2 大学院の在学年限は，4年とする。

第14条の2 削除

(長期在学制度)

第14条の3 第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず，初等教育高度実践力特別プログラムの学生については，修業年限は3年，在学年限は5年とする。

(教育方法)

第15条 専門職学位課程の教育は，その目的を達成し得る実践的な教育を行うようコースに応じ事例研究，現地調査又は討論もしくは質疑応答その他適切な方法により授業を行うものとする。

第16条 削除

(指導教員)

第17条 研究科長は，学生の入学後，指導教員を決定する。

(授業科目，履修方法等)

第18条 授業科目，単位数及び履修方法並びに研究指導の内容等については，学長が別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第19条 教育上有益と認めるときは，他の大学院との協議により，学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は，研究科教授会における審議の後，10単位を超えない範囲で，大学院で修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は，外国の大学院へ留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 教育上有益と認めるときは，学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。)を，大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，研究科教授会における審議の後，転入学の場合を除き，大学院において修得した単位以外のものについては，10単位を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか，既修得単位等の認定に関し必要な事項は，学長が別に定める。

第5節 課程の修了及び学位の授与

(単位修得の認定)

第21条 履修した授業科目の単位の認定は，筆記試験，口述試験，実技試験，研究報告により行う。

(課程の修了)

第22条 課程の修了は，第14条第1項又は第14条の3に規定する年限を修了し，所定の授業科目及び単位数を修得しなければならない。

2 課程の修了の認定は、研究科教授会が行う。

(学位の授与)

第23条 学位の授与に関する規程は、学長が別に定める。

第6節 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第24条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科の専攻において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表のとおりとする。

第7節 休学，復学，退学，除籍，転学及び留学

(休学，復学，退学，転学及び留学)

第25条 休学，復学，退学，転学及び留学については、学則第38条から第40条までの規定並びに第42条及び第43条の規定を準用する。ただし、休学期間は通算して2年を超えることができない。

(除籍)

第26条 除籍については、学則第41条及び第49条第3項の規定を準用する。この場合において、第41条第1項第1号中「第30条」とあるのは「福岡教育大学大学院規則第14条第2項又は第14条の3」と読み替えるものとする。

第8節 賞罰

(表彰)

第27条 表彰については、学則第45条の規定を準用する。

(懲戒)

第28条 懲戒については、学則第46条の規定を準用する。

第3章 検定料，入学料及び授業料

(検定料，入学料及び授業料)

第29条 検定料，入学科及び授業料の額は、本学が別に定める額とし、その納付，免除，徴収猶予及び還付については、学則第47条から第50条まで及び第54条の規定を準用する。

(復学者等の授業料)

第30条 復学者，再入学者，転入学者，退学者，停学者及び休学者の授業料については、学則第51条から第53条までの規定を準用する。

第4章 研究生，科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第31条 大学院において、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する規程は、学長が別に定める。

(科目等履修生)

第32条 本学の学生以外の者で、研究科に開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、授業に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は、学長が別に定める。

(特別聴講学生)

第33条 他の大学院の大学院生(外国人留学生を含む。)で、研究科において、授業

科目の聴講を志願する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関する規程は、学長が別に定める。

第5章 外国人留学生及び教員研修留学生

(外国人留学生)

第34条 外国人で、日本国内の大学院において教育を受ける目的をもって入国し、大学院の大学院生、研究生又は特別聴講学生として志願する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生は、定員外とすることができる。

3 外国人留学生に関する規程は、学長が別に定める。

(教員研修留学生)

第35条 外国人で、現職の初等・中等学校教員及び教育関係機関の専門職員等が、大学院において研修を行う場合は教員研修留学生として入学を許可することができる。

2 教員研修留学生については、学長が別に定める。

第6章 補則

(学則の準用)

第36条 この規則に定めるもののほか、大学院に関し必要な事項は、学則の規定を準用する。ただし、これによりがたい場合は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 福岡教育大学大学院規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 国語教育専攻、理科教育専攻、家政教育専攻は、第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとする。

附 則(平成26年12月25日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月28日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第4条の4の表に定める専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成28年度は次のとおりとする。

専攻	収容定員
	平成28年度
教育科学専攻	140名
教職実践専攻	60名
合計	200名

- 3 平成28年3月31日に教育科学専攻に在学する者で、平成28年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月29日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月22日)

この規則は、平成30年2月22日から施行し、改正後の第32条第1項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成30年12月27日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第4条の4の表に定める専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成31年度は次のとおりとする。

専攻	収容定員
	平成31年度
教育科学専攻	100名
教職実践専攻	80名
合計	180名

- 3 平成31年3月31日に教育科学専攻に在学する者で、平成31年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年5月30日)

この規則は、令和元年5月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月29日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第4条の4の表に定める専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和3年度は次のとおりとする。

専攻	収容定員
教育科学専攻	40名
教職実践専攻	90名
計	130名

- 3 令和3年3月31日に教育科学専攻及び教職実践専攻に在学する者で、令和3年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年4月21日)

この規程は、令和4年4月21日から施行する。

別表(第24条第2項関係)

専攻	コース	免許状の種類	免許教科等
教職実践専攻	教育実践力開発コース スクールリーダーシップ開発コース	小学校教諭一種免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽,

		美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
	高等学校教諭専修 免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理 科, 音楽, 美術, 書道, 保健体育, 家庭, 工業, 英語

(注)

- 1 当該一種免許状を有していること。
- 2 大学院において、免許状の種類に応じて、教職又は教科に関する専門教育科目24単位以上を修得すること。
- 3 小学校教諭一種免許状授与の所要資格を取得できる者は、初等教育高度実践力特別プログラムに在学する者のみとする。

○福岡教育大学大学院教育学研究科(専門職学位課程)履修規程

(制定 平成21年2月19日)

改正 平成23年3月22日 平成26年3月27日
 平成26年12月25日 平成27年12月7日
 平成28年2月24日 平成28年5月26日
 令和3年3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡教育大学大学院規則第18条の規定に基づき、福岡教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程(以下「専門職学位課程」という。)における履修方法に関して、必要な事項を定める。

(授業科目及び単位数)

第2条 専門職学位課程に設ける授業科目及び単位数等は、学長が別に定める。

2 学生は、この規程に基づき46単位以上を履修しなければならない。

(単位の計算基準)

第3条 単位の計算基準は、次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間をもって1単位とする。ただし、授業の内容によっては、15時間を1単位とすることができる。
- (3) 実験・実習・実技については、45時間をもって1単位とする。ただし、授業の内容によっては、30時間をもって1単位とすることができる。
- (4) 一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の計算基準は、前1号から3号までの基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。

(修了必要単位)

第4条 専門職学位課程の修了必要単位数は、次のとおりとする。

\	共通科目	コース別	課題演習	実習科目	合計
		科目			
単位数	18	14	4	10	46

(履修方法)

第5条 科目の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 共通科目 専攻内で開設する授業科目のうち必修科目18単位を履修する。
- (2) コース別科目 専攻内で各コース別に開設する授業科目のうち必修科目及び選択必修科目合わせて14単位以上を履修する。
- (3) 課題演習 専攻内で各コース別に開設する課題演習のうち4単位を履修する。
- (4) 実習科目 専攻内で各コース別に開設する実習科目のうち必修科目10単位を履修する。

(履修登録)

第6条 学生は、当該学年内に履修しようとする授業科目について、所定の期日までに届出なければならない。

(履修登録単位の上限)

第7条 履修科目の登録は、年間40単位(実習単位は除く)を上限とする。

(他のプログラム科目の履修)

第8条 学生は、教職実践専攻の他のコースが開設する授業科目は受講することが

できない。ただし、同じコースの他のプログラムが開設する授業科目については、指導教員及び授業担当教員の許可を得て、時間割上履修可能場場合にのみ、履修することができる。

- 2 前項の履修については、2年次（初等教科教育高度実践力特別プログラムは3年次）からとし、8単位までの範囲内とする。
- 3 前項の規定に基づき履修し修得した単位は「その他の科目」とし、第4条に掲げる単位数には含めないものとする。ただし、履修する単位は前条に規定する年間履修登録単位の上限の範囲とする。

（定期試験）

第9条 定期試験は、筆記試験、口述試験、報告書、作品審査及び実技審査等を行うものとし、授業科目の構成単位が完了する期末に行うものとする。

（成績評価）

第10条 成績の評価は、5段階とし、秀・優・良・可・不可の評語で判定し、可以上は合格、不可は不合格とし、合格した単位は取り消すことができない。

（初等教育高度実践力特別プログラム）

第11条 教育実践力開発コース初等教育高度実践力特別プログラムの学生は、本学教育学部において開設する授業科目のうち、小学校教諭一種免許状を取得するために必要な授業科目を履修する。

- 2 初等教育高度実践力特別プログラムの修了要件単位は、第4条に規定する単位のほか、別に定める小学校教諭一種免許状の取得に必要な単位とする。この場合において、教育学部が開設する授業科目の履修単位については、第7条の規定は適用しない。
- 3 初等教育高度実践力特別プログラムについて必要な事項は、学長が別に定める。

（成績調査依頼制度）

第12条 成績評価に異議がある者は、当該成績評価の妥当性及び成績評価の変更の可否について調査を依頼することができる。

- 2 成績評価に異議がある者は、定められた期日までに教育支援課に申し出なければならない。
- 3 成績調査依頼を申し出ることができる者は、合理的な理由を有する者のみとする。
- 4 成績評価に異議がある者から申し出があったときは、教育支援課から担当教員へ成績調査を依頼する。
- 5 成績評価の妥当性及び成績評価の変更の可否については、教務委員会で審議の上、文書で通知することとする。

（事務）

第13条 履修に関する事務は、教育支援課において処理する。

（準用）

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学部の規定を準用する。ただし、それによりがたい場合は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月22日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日)

この規程は、平成26年3月27日から施行し、平成24年度入学生から適用する。

附 則(平成26年12月25日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月7日)

この規程は、平成27年12月7日から施行する。

附 則(平成28年2月24日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に専門職学位課程に在学する者で、平成28年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、改正後の第2条、第4条及び第5条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(平成28年5月26日)

この規程は、平成28年5月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月29日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に研究科に在学する者で、令和3年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

I 授 業 関 係

1. 受講登録

大学院の授業は、履修規程に基づいて開設されます。授業を履修して単位を修得するためには、各学期開始時に受講登録を行う必要があります。授業科目の選定に当たっては指導教員と十分相談の上、掲示で周知する所定の期間内に手続きを済ませてください。

2. 既修得単位認定等

本学の大学院に入学する前に、本学あるいは他の大学の大学院（科目等履修生で修得した単位を含む）で単位を修得していた場合は、願い出により本学大学院の授業科目を修得したものとみなし、単位を認定されることがあります。該当する場合は、入学後早急に指導教員あるいは事務担当窓口にご相談してください。ただし、10単位を超えないものとします。

また、教育上有益と認められれば、本学在学中に他の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目を履修し、本学の単位として認定を受けることも可能です。

3. 定期試験

定期試験は、筆記試験、口述試験、報告書、作品審査及び実技審査等で行うものとし、授業科目の構成単位が完了する期末に行うものとします。

4. 成績評価

成績は、評価の高い順に秀・優・良・可・不可の評語で判定し、可以上は合格、不可は不合格とし、合格した単位は取り消すことができません。

なお、詳細な成績評価については、「Ⅲ 成績評価について」に記載しています。

5. 課程修了

教職実践専攻に2年以上在学し、46単位以上修得すれば、課程修了の認定を受け学位（教職修士（専門職））が授与されます。

6. 教育職員免許状及び資格

小学校、中学校、高等学校教諭の各一種免許状を有している場合、所定の単位を修得すれば、専修免許状授与の資格を取得することができます。取得可能な専修免許状および必要な単位数等については、「Ⅶ 教育職員免許状について」に記載しています。

また、本学の教職実践専攻を修了し所定の単位を修得すれば、学校心理士（一般社団法人学校心理士認定運営機構）の受験に際して、その一部が免除されます。必要な単位数等については、「Ⅷ 資格取得について」に記載しています。

Ⅱ 履修方法について

1. 修了必要単位数

コース	科 目		課題演習	学校における実習	合計
	共通科目	コース別科目			
教育実践力開発コース	18	14	4	10	46
スクールリーダーシップ開発コース					
特別支援教育向上コース					

2. 科目区分と履修方法

教育実践力開発コース、スクールリーダーシップ開発コース、特別支援教育向上コースの基本的な履修方法は共通です。

(1) 共通科目

共通科目は、全コースの学生が共に学ぶ基礎科目です。「教育課程の編成・実施に関する領域」「教科等の実践的な指導方法に関する領域」「生徒指導・教育相談に関する領域」「学級経営・学校経営に関する領域」「学校教育と教員の在り方に関する領域」の5領域において、必修科目9科目18単位、選択科目2科目4単位で構成しています。

領域名	科目番号	授業科目名	開講期	単位数			授業形態	備考
				必修	選必	選択		
教育課程の編成・実施	a1	現代社会における教育の課題	I	2			講・演	
	a2	カリキュラム・マネジメントの理論と実践	II	2			講・演	
	a3	自立活動の理論と心のバリアフリーの実践	II	2			講・演	
教科等の実践的な指導方法	a4	教科教育実践と指導法の改善	I			2	演	
	a5	授業分析・リフレクションの理論と実践	II	2			講・演	
生徒指導・教育相談	a6	生徒指導の理論と実践	I	2			講・演	
	a7	学校カウンセリングの方法	I	2			講・演	
	a8	障害のある児童生徒の理解と合理的配慮	I	2			講・演	
学級経営・学校経営	a9	学校における統計基礎	I			2	講・演	
	a10	教育改革の動向と学校経営・学級経営の課題	II	2			講・演	
	a12	臨床的研究法入門 I	I			1	講・演	

	a13	臨床的研究法入門Ⅱ	Ⅱ			1	講・演	
学校教育と 教員の在り方	a11	スクールコンプライアンスと教職プロフェ ッションの開発	I	2			講・演	

必修科目18単位を含む計18単位以上の修得を修了要件とします。

（2）コース別科目

専攻内で各コース別に開設する授業科目のうち14単位以上を履修します。

①教育実践力開発コース

ア 初等教科教育高度実践力プログラム（A）

「学級経営・教育環境に関する領域」、「教員としての人間関係形成力に関する領域」、「教科・領域等の実践的な指導方法・教材開発及び授業改善に関する領域」の3領域において、必修科目5科目10単位、選択必修科目4科目8単位、選択科目6科目12単位で構成しています。必修科目10単位、選択必修科目4単位以上の修得を修了要件とします。

選択必修科目については、「特別活動・総合的な学習の時間の実践と課題」又は「道徳教育の実践と課題」から1科目2単位、「教科等における授業実践と評価の研究Ⅱ」又は「教科等における授業実践と評価の研究Ⅲ」から1科目2単位、計2科目4単位を選択します。

「教科等における授業実践と評価の研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」において、出願時に記入した教科を1科目2単位以上履修するものとします。

イ 初等教育高度実践力特別プログラム

1年次に、学部にて小学校教員免許状取得に必要な単位を取得し、2年次以降は、学部での教育実習関係の単位取得、介護等体験の実施（該当者のみ）、大学院の授業については、「ア 初等教科教育高度実践力プログラム」の科目又は「エ 教職教育高度実践力プログラム」の科目を選択履修します。履修基準はそれぞれアまたはエと同様です。1年次の10月までに選択するプログラムを決定します。決定後のプログラムの変更はできません。小学校教員一種免許状の取得に必要な単位及びアまたはエの履修を修了要件とします。

ウ 中等教科教育高度実践力プログラム（B）

「学級経営・教育環境に関する領域」、「教員としての人間関係形成力に関する領域」、「教科・領域等の実践的な指導方法・教材開発及び授業改善に関する領域」の3領域において、中学校又は高等学校を選択し、それぞれで必修科目5科目10単位、選択必修科目5科目10単位、選択科目7科目14単位で構成しています。必修科目10単位、選択必修科目4単位以上の修得を修了要件とします。

選択必修科目については、「特別活動・総合的な学習の時間の実践と課題」又は「道徳教育の実践と課題」から1科目2単位、中学校を選択した場合は、「授業実践と評価の研究Ⅰb」、「授業実践と評価の研究Ⅱ」、「授業実践と評価の研究Ⅲ」から1科目2単位を選択します。

また、高等学校を選択した場合は、「授業実践と評価の研究Ⅰa」、「授業実践と評価の研究Ⅰb」、「授業実践と評価の研究Ⅲ」から1科目2単位を選択します。

「授業実践と評価の研究Ⅰa」、「授業実践と評価の研究Ⅰb」、「授業実践と評価の研究Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」は、出願時に記入した教科を履修します。「教育実践の理論と授業づくり」は、出願時に記入した教科以外の教科を選択し履修します。

中学校又は高等学校については、入学前に選択したとおりに履修します。入学後の変更はできません。

エ 教職教育高度実践力プログラム（C）

「学級経営・教育環境に関する領域」、「教員としての人間関係形成力に関する領域」、「教科・領域等の実践的な指導方法・教材開発及び授業改善に関する領域」の3領域において、必修科目5科目10単位、選択必修科目5科目10単位、選択科目2科目4単位で構成しています。選択必修科目については、「教師の成長とセルフスタディ」、「教育連携フィールドワーク」、「家庭・地域・学校の連携・協働の構築」、「教育の情報化における課題と実践」、「教科教育における授業実践

の研究」から2科目4単位を選択します。必修科目10単位、選択必修科目4単位以上の修得を修了要件とします。

領域名	科目番号	授業科目名	開講期	プログラム	単位数			授業形態	備考
					必修	選必	選択		
学級経営・ 教育環境	b1	学級経営のPDCAと学習環境 デザイン	I	A	2			演	
				B	2				
				C	2				
	b2	学級経営の実際と分析	III	A			2	演	
				B			2		
				C			2		
教員としての人 間関係形成力	b3	未来をつくる教師の力量	II	A	2			講・演	
				B	2				
				C	2				
	b4	教師の成長とセルフスタディ	III	A			2	講・演	
				B			2		
				C		2			
	b5	教育連携フィールドワーク	IV	A			2	講・演	
				B			2		
				C		2			
	b6	家庭・地域・学校の連携・協働 の構築	IV	A			2	講・演	
				B			2		
				C		2			
教科・領域等 の実践的な指 導方法・教材 開発及び授業 改善	b7	授業づくりの理論と質的研究の 基礎	I	A	2			講・演	
				B	2				
				C	2				
	b8	特別活動・総合的な学習の時間 の実践と課題	I	A		2		講・演	
				B		2			
				C	2				
	b9	道徳教育の実践と課題	II	A		2		講・演	
				B		2			
				C	2				
	b10	教育の情報化における課題と実 践	III	A			2	講・演	
				B			2		
				C		2			
	b11	子供の深い学びを促すディス カッションのあり方と授業づく り	IV	A			2	講・演	
				B			2		
				C			2		
	b12	教科等における授業実践と評価 の研究Ⅰ（国語）	I	A	2			講・演	他プログラム 受講可
				B					
C									
b13	教科等における授業実践と評価 の研究Ⅰ（算数）	II	A	2			講・演		
			B						
			C						
b14	教科等における授業実践と評価 の研究Ⅱ（社会）	III	A		2		講・演		
			B						
			C						
b15	教科等における授業実践と評価 の研究Ⅱ（算数）	III	A		2		講・演		
			B						
			C						
b16	教科等における授業実践と評価 の研究Ⅱ（理科）	III	A		2		講・演		
			B						
			C						
b17	教科等における授業実践と評価 の研究Ⅱ（英語）	III	A		2		講・演		
			B						
			C						

領域名	科目番号	授業科目名	開講期	プログラム	単位数			授業形態	備考
					必修	選必	選択		
教科・領域等の実践的な指導方法・教材開発及び授業改善	b18	教科等における授業実践と評価の研究Ⅱ（体育）	Ⅲ	A		2		講・演	
				B					
				C					
	b19	教科等における授業実践と評価の研究Ⅲ（国語）	Ⅳ	A		2		講・演	
				B					
				C					
	b20	教科等における授業実践と評価の研究Ⅲ（社会）	Ⅳ	A		2		講・演	
				B					
				C					
	b21	教科等における授業実践と評価の研究Ⅲ（理科）	Ⅳ	A		2		講・演	
				B					
				C					
	b22	教科等における授業実践と評価の研究Ⅲ（英語）	Ⅳ	A		2		講・演	
				B					
				C					
	b23	教科等における授業実践と評価の研究Ⅲ（体育）	Ⅳ	A		2		講・演	他プログラム受講可
B									
C									
b24	教育実践の理論と授業づくり（国語科）	Ⅰ	A				講・演	他プログラム受講可	
			B	2					
			C						
b25	教育実践の理論と授業づくり（社会科）	Ⅰ	A				講・演		
			B	2					
			C						
b26	教育実践の理論と授業づくり（数学科）	Ⅰ	A				講・演		
			B	2					
			C						
b27	教育実践の理論と授業づくり（理科）	Ⅰ	A				講・演		
			B	2					
			C						
b28	教育実践の理論と授業づくり（英語科）	Ⅰ	A				講・演		
			B	2					
			C						
b29	教育実践の理論と授業づくり（保健体育科）	Ⅰ	A				講・演	他プログラム受講可	
			B	2					
			C						
b30	授業実践と評価の研究Ⅰa（国語科）	Ⅱ	A				講・演	中：必修 高：選必 他プログラム受講可	
			B	2	2				
			C						
b31	授業実践と評価の研究Ⅰa（社会科）	Ⅱ	A				講・演	中：必修 高：選必	
			B	2	2				
			C						
b32	授業実践と評価の研究Ⅰa（数学科）	Ⅱ	A				講・演	中：必修 高：選必	
			B	2	2				
			C						

領域名	科目番号	授業科目名	開講期	プログラム	単位数			授業形態	備考
					必修	選必	選択		
教科・領域等の実践的な指導方法・教材開発及び授業改善	b33	授業実践と評価の研究Ⅰa (理科)	Ⅱ	A				講・演	中：必修 高：選必
				B	2	2			
				C					
	b34	授業実践と評価の研究Ⅰa (英語科)	Ⅱ	A				講・演	中：必修 高：選必
				B	2	2			
				C					
	b35	授業実践と評価の研究Ⅰa (保健体育科)	Ⅱ	A				講・演	中：必修 高：選必 他プログラム 受講可
				B	2	2			
				C					
	b36	授業実践と評価の研究Ⅰb (国語科)	Ⅲ	A				講・演	他プログラム 受講可
				B		2			
				C					
	b37	授業実践と評価の研究Ⅰb (社会科)	Ⅲ	A				講・演	
				B		2			
				C					
	b38	授業実践と評価の研究Ⅰb (数学科)	Ⅲ	A				講・演	
				B		2			
C									
b39	授業実践と評価の研究Ⅰb (理科)	Ⅲ	A				講・演		
			B		2				
			C						
b40	授業実践と評価の研究Ⅰb (英語科)	Ⅲ	A				講・演		
			B		2				
			C						
b41	授業実践と評価の研究Ⅰb (保健体育科)	Ⅲ	A				講・演	他プログラム 受講可	
			B		2				
			C						
b42	授業実践と評価の研究Ⅱ (国語科)	Ⅲ	A				講・演	中：選必 高：必修	
			B	2	2				
			C						
b43	授業実践と評価の研究Ⅱ (社会科)	Ⅲ	A				講・演	中：選必 高：必修	
			B	2	2				
			C						
b44	授業実践と評価の研究Ⅱ (数学科)	Ⅲ	A				講・演	中：選必 高：必修	
			B	2	2				
			C						
b45	授業実践と評価の研究Ⅱ (理科)	Ⅲ	A				講・演	中：選必 高：必修	
			B	2	2				
			C						
b46	授業実践と評価の研究Ⅱ (英語科)	Ⅲ	A				講・演	中：選必 高：必修	
			B	2	2				
			C						
b47	授業実践と評価の研究Ⅱ (保健体育科)	Ⅲ	A				講・演	中：選必 高：必修 他プログラム 受講可	
			B	2	2				
			C						

領域名	科目番号	授業科目名	開講期	プログラム	単位数			授業形態	備考
					必修	選必	選択		
教科・領域等の実践的な指導方法・教材開発及び授業改善	b48	授業実践と評価の研究Ⅲ (国語科)	Ⅳ	A				講・演	
				B		2			
				C					
	b49	授業実践と評価の研究Ⅲ (社会科)	Ⅳ	A				講・演	
				B		2			
				C					
	b50	授業実践と評価の研究Ⅲ (数学科)	Ⅳ	A				講・演	
				B		2			
				C					
	b51	授業実践と評価の研究Ⅲ (理科)	Ⅳ	A				講・演	
				B		2			
				C					
	b52	授業実践と評価の研究Ⅲ (英語科)	Ⅳ	A				講・演	
				B		2			
				C					
	b53	授業実践と評価の研究Ⅲ (保健体育科)	Ⅳ	A				講・演	他プログラム 受講可
				B		2			
				C					
b54	授業実践と評価の研究Ⅳ (国語科)	Ⅳ	A				講・演	他プログラム 受講可	
			B			2			
			C						
b55	授業実践と評価の研究Ⅳ (社会科)	Ⅳ	A				講・演		
			B			2			
			C						
b56	授業実践と評価の研究Ⅳ (数学科)	Ⅳ	A				講・演		
			B			2			
			C						
b57	授業実践と評価の研究Ⅳ (理科)	Ⅳ	A				講・演		
			B			2			
			C						
b58	授業実践と評価の研究Ⅳ (英語科)	Ⅳ	A				講・演		
			B			2			
			C						
b59	授業実践と評価の研究Ⅳ (保健体育科)	Ⅳ	A				講・演	他プログラム 受講可	
			B			2			
			C						
b60	教科教育における授業実践の研究	Ⅱ	A				講・演		
			B						
			C		2				

②スクールリーダーシップ開発コース

ア. 教科教育リーダープログラム（D）

「校内体制づくりに関する領域」、「教育実践開発に関する領域」、「学校マネジメントに関する領域」の3領域において必修科目6科目12単位、選択科目9科目18単位で構成しています。

必修科目12単位、選択科目2単位以上の修得を修了要件とします。

領域名	科目番号	授業科目名	開講期	単位数			授業形態	備考
				必修	選必	選択		
校内体制づくり	c1	カリキュラム・マネジメントのPDC A	Ⅱ	2			講・演	他プログラム受講可
	c2	OJTとチームマネジメント	Ⅱ			2	講・演	
教育実践開発	c3	教科教育の理論と実践Ⅰ（国語科）	Ⅰ	2			講・演	
	c4	教科教育の理論と実践Ⅰ（社会科）	Ⅰ	2			講・演	
	c5	教科教育の理論と実践Ⅰ（数学科）	Ⅰ	2			講・演	
	c6	教科教育の理論と実践Ⅰ（理科）	Ⅰ	2			講・演	
	c7	教科教育の理論と実践Ⅰ（英語科）	Ⅰ	2			講・演	
	c8	教科教育の理論と実践Ⅰ（保健体育科）	Ⅰ	2			講・演	他プログラム受講可
	c9	教科教育の理論と実践Ⅱ（国語科）	Ⅱ	2			講・演	
	c10	教科教育の理論と実践Ⅱ（社会科）	Ⅱ	2			講・演	
	c11	教科教育の理論と実践Ⅱ（数学科）	Ⅱ	2			講・演	
	c12	教科教育の理論と実践Ⅱ（理科）	Ⅱ	2			講・演	
	c13	教科教育の理論と実践Ⅱ（英語科）	Ⅱ	2			講・演	
	c14	教科教育の理論と実践Ⅱ（保健体育科）	Ⅱ	2			講・演	他プログラム受講可
	c15	教科内容研究と教材開発Ⅰ（国語科）	Ⅰ	2			講・演	
	c16	教科内容研究と教材開発Ⅰ（社会科）	Ⅰ	2			講・演	

領域名	科目番号	授業科目名	開講期	単位数			授業形態	備考
				必修	選必	選択		
教育実践 開発	c17	教科内容研究と教材開発Ⅰ（数学科）	Ⅰ	2			講・演	
	c18	教科内容研究と教材開発Ⅰ（理科）	Ⅰ	2			講・演	
	c19	教科内容研究と教材開発Ⅰ（英語科）	Ⅰ	2			講・演	
	c20	教科内容研究と教材開発Ⅰ（保健体育科）	Ⅰ	2			講・演	
	c21	教科内容研究と教材開発Ⅱ（国語科）	Ⅱ	2			講・演	他プログラム受講可
	c22	教科内容研究と教材開発Ⅱ（社会科）	Ⅱ	2			講・演	
	c23	教科内容研究と教材開発Ⅱ（数学科）	Ⅱ	2			講・演	
	c24	教科内容研究と教材開発Ⅱ（理科）	Ⅱ	2			演・実	
	c25	教科内容研究と教材開発Ⅱ（英語科）	Ⅱ	2			講・演	
	c26	教科内容研究と教材開発Ⅱ（保健体育科）	Ⅱ	2			講・演	他プログラム受講可
	c27	教科内容研究と教材開発Ⅲ（国語科）	Ⅱ			2	講・演	
	c28	教科内容研究と教材開発Ⅲ（社会科）	Ⅱ			2	講・演	
	c29	教科内容研究と教材開発Ⅲ（数学科）	Ⅱ			2	講・演	
	c30	教科内容研究と教材開発Ⅲ（理科）	Ⅱ			2	演・実	
	c31	教科内容研究と教材開発Ⅲ（英語科）	Ⅱ			2	講・演	
	c32	教科内容研究と教材開発Ⅲ（保健体育科）	Ⅱ			2	講・演	他プログラム受講可
	c33	教科内容研究と教材開発Ⅳ（国語科）	Ⅲ			2	講・演	
	c34	教科内容研究と教材開発Ⅳ（社会科）	Ⅲ			2	講・演	

領域名	科目番号	授業科目名	開講期	単位数			授業形態	備考
				必修	選必	選択		
教育実践開発	c35	教科内容研究と教材開発Ⅳ（数学科）	Ⅲ			2	講・演	
	c36	教科内容研究と教材開発Ⅳ（理科）	Ⅲ			2	演・実	
	c37	教科内容研究と教材開発Ⅳ（英語科）	Ⅲ			2	講・演	
	c38	教科内容研究と教材開発Ⅳ（保健体育科）	Ⅲ			2	講・演	他プログラム受講可
	b8	特別活動・総合的な学習の時間の実践と課題 ※	I			2	講・演	他プログラム受講可
	b9	道徳教育の実践と課題 ※	Ⅱ			2	講・演	他プログラム受講可
	b10	教育の情報化における課題と実践 ※	Ⅲ			2	講・演	他プログラム受講可
学校マネジメント	c49	チーム学校と学校組織マネジメント	I 通年	2			講・演	
	c53	教職員の人材育成マネジメント	I			2	講・演	
	c54	学校間連携・地域連携マネジメント	Ⅱ			2	講・演	他プログラム受講可
	c51	学校の危機管理と教育法規	Ⅳ			2	講・演	

※教育実践力開発コースと同時開講

イ. 学校適応支援リーダープログラム（E）

「教育相談に関する領域」、「学習指導に関する領域」、「特別支援教育に関する領域」、「キャリア教育に関する領域」、「校内体制づくりに関する領域」の5領域において、必修科目5科目10単位、選択必修科目2科目4単位、選択科目6科目12単位で構成しています。選択必修科目については、「チーム学校と学校組織マネジメント」、「OJTとチームマネジメント」から1科目2単位を選択します。

必修科目10単位、選択必修科目2単位を含む計14単位以上の修得を修了要件とします。

領域名	科目番号	授業科目名	開講期	単位数			授業形態	備考
				必修	選必	選択		
教育相談	c39	予防・開発的教育相談	I			2	演	他プログラム受講可
	c40	非行臨床と司法の基礎（西暦偶数年開講）	I又はⅢ			2	講・演	他プログラム受講可

領域名	科目番号	授業科目名	開講期	単位数			授業形態	備考
				必修	選必	選択		
教育相談	c41	行動連携のための教育臨床心理学	Ⅳ	2			講・演	他プログラム受講可
学習指導	c42	学習指導支援の理論と実践	Ⅱ	2			演	他プログラム受講可
特別支援教育	c43	発達援助の理論と実践	Ⅱ	2			講・演	
	c44	特別支援教育における資源の活用と連携	Ⅲ			2	講・演	
	c45	学級における特別支援教育のケース研究	Ⅳ			2	講・演	他プログラム受講可
キャリア教育	c46	子供のキャリア発達支援	Ⅲ	2			講・演	他プログラム受講可
校内体制づくり	c49	チーム学校と学校組織マネジメント	Ⅰ 通年		2		講・演	
	c47	教育的ニーズの把握と評価	Ⅱ	2			講・演	他プログラム受講可
	c2	OJTとチームマネジメント	Ⅱ		2		講・演	
	c48	心理教育的援助サービスシステム化の理論と実践A	Ⅲ			2	講・演	他プログラム受講可
	c51	学校の危機管理と教育法規	Ⅳ			2	講・演	

ウ. 学校運営リーダープログラム（F）

「教育課程に関する領域」、「学校マネジメントに関する領域」、「人材育成に関する領域」、「地域との連携に関する領域」の4領域において、必修科目7科目14単位、選択科目2科目4単位で構成しています。必修科目14単位を含む計14単位以上の修得を修了要件とします。

領域名	科目番号	授業科目名	開講期	単位数			授業形態	備考
				必修	選必	選択		
教育課程	c1	カリキュラム・マネジメントのPDCA	Ⅱ	2			講・演	他プログラム受講可
学校マネジメント	C49	チーム学校と学校組織マネジメント	Ⅰ 通年	2			講・演	
	C50	学校組織開発とデータ分析	Ⅰ 集中			2	講・演	
	C51	学校の危機管理と教育法規	Ⅱ	2			講・演	
	C52	学校評価と学校改善	Ⅲ	2			講・演	他プログラム受講可

領域名	科目番号	授業科目名	開講期	単位数			授業形態	備考
				必修	選必	選択		
人材育成	C53	教職員の人材育成マネジメント	I	2			講・演	
	c2	OJTとチームマネジメント	II	2			講・演	
地域との連携	C54	学校間連携・地域連携マネジメント	II	2			講・演	他プログラム受講可
	C55	地域教育資源の開発とワークショップ	III			2	講・演	

③特別支援教育向上コース

ア. 特別支援教育高度実践カプログラム（G）

「学習指導に関する領域」、「キャリア教育に関する領域」、「校内体制づくりに関する領域」、の3領域において、必修科目6科目12単位、選択科目5科目10単位で構成しています。

必修科目12単位、選択科目2単位の計14単位以上の修得を修了要件とします。

領域名	科目番号	授業科目名	開講期	単位数			授業形態	備考
				必修	選必	選択		
学習指導	d1	特別支援教育の教育課程と個別の教育支援計画・指導計画	I	2			講・演	
	d2	特別支援教育におけるICTの利用と実践	I	2			講・演	
	d3	障害の理論と実践	II	2			講・演	
	d4	自立活動の展開と実践	II			2	講・演	
	d5	特別な教育的ニーズの把握	II	2			講・演	
	c43	発達援助の理論と実践	II			2	講・演	
	d6	特別な教育的ニーズに基づいた指導の実際	III	2			講・演	
	d7	交流及び共同学習とセンター的機能の実際	IV			2	演	
	c45	学級における特別支援教育のケース研究	IV			2	講・演	
キャリア教育	d8	障害のある児童生徒のキャリア教育	IV	2			講・演	
校内体制づくり	c44	特別支援教育における資源の活用と連携	III			2	講・演	

イ. 特別支援学校リーダープログラム（H）

「学習指導に関する領域」、「キャリア教育に関する領域」、「校内体制づくりに関する領域」、の3領域において、必修科目6科目12単位、選択科目5科目10単位で構成しています。

必修科目12単位、選択科目2単位の計14単位以上の修得を修了要件とします。

領域名	科目番号	授業科目名	開講期	単位数			授業形態	備考
				必修	選必	選択		
学習指導	d1	特別支援教育の教育課程と個別の教育支援計画・指導計画	I			2	講・演	
	d2	特別支援教育におけるICTの利用と実践	I	2			講・演	
	d3	障害の理論と実践	II			2	講・演	
	d4	自立活動の展開と実践	II	2			講・演	
	d5	特別な教育的ニーズの把握	II	2			講・演	
	c43	発達援助の理論と実践	II			2	講・演	
	d6	特別な教育的ニーズに基づいた指導の実際	III	2			講・演	
	d7	交流及び共同学習とセンター的機能の実際	IV	2			講・演	
	c45	学級における特別支援教育のケース研究	IV			2	講・演	
キャリア教育	d8	障害のある児童生徒のキャリア教育	IV	2			講・演	
校内体制づくり	c44	特別支援教育における資源の活用と連携	III			2	講・演	

ウ. 特別支援教育推進コーディネータープログラム（I）

「特別支援教育に関する領域」、「教育相談に関する領域」、「学習指導に関する領域」、「キャリア教育に関する領域」、「校内体制づくりに関する領域」の5領域において、必修科目6科目12単位、選択必修科目2科目4単位、選択科目5科目10単位で構成しています。選択必修科目については、「チーム学校と学校組織マネジメント」、「OJTとチームマネジメント」から1科目2単位を選択します。

必修科目12単位、選択必修科目2単位の計14単位以上の修得を修了要件とします。

領域名	科目番号	授業科目名	開講期	単位数			授業形態	備考
				必修	選必	選択		
特別支援教育	d3	障害の理論と実践	Ⅱ	2			講・演	
	c43	発達援助の理論と実践	Ⅱ	2			講・演	
特別支援教育	c44	特別支援教育における資源の活用と連携	Ⅲ			2	講・演	
	c45	学級における特別支援教育のケース研究	Ⅳ			2	講・演	他プログラム受講可
教育相談	c39	予防・開発的教育相談	Ⅰ			2	演	他プログラム受講可
	c41	行動連携のための教育臨床心理学	Ⅳ	2			講・演	他プログラム受講可
学習指導	c42	学習指導支援の理論と実践	Ⅱ	2			演	他プログラム受講可
キャリア教育	c46	子供のキャリア発達支援	Ⅲ	2			講・演	他プログラム受講可
校内体制づくり	c51	チーム学校と学校組織マネジメント	Ⅰ 通年		2		講・演	
	c47	教育的ニーズの把握と評価	Ⅱ	2			講・演	他プログラム受講可
	c2	OJTとチームマネジメント	Ⅱ		2		講・演	
	d9	心理教育的援助サービスシステム化の理論と実践B	Ⅲ			2	講・演	他プログラム受講可
	c53	学校の危機管理と教育法規	Ⅳ			2	講・演	

（3）課題演習

2年間の教職大学院での実践的研究と学習の成果を「報告書」として総括し、さらにそれを外部に明確に理解できるように提示する力量を身につけるために、報告会を実施します。このために、各コースで1年から各期を通して継続的に「課題演習1」、「課題演習2」、「課題演習3」、「課題演習4」の授業を履修します。Ⅱ期以降の課題演習の履修には、それ以前の期の課題演習の単位を修得していることを条件とします。また、教育実践力開発コースでは、同様にⅡ期以降の課題演習の履修条件として、それ以前の期のTA実践インターンシップ実習の単位を修得していることを条件とします。

（報告会名）

課題演習1：研究計画報告会

課題演習2：中間報告会

課題演習3：進捗状況報告会

課題演習4：修了報告会

①教育実践力開発コース

番号	授業科目名	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
e1	課題演習Ⅰ-1	I	1			演	
e2	課題演習Ⅰ-2	II	1			演	課題演習Ⅰ-1及びTA実践インターンシップⅠの単位を修得していること
e3	課題演習Ⅰ-3	III	1			演	課題演習Ⅰ-2及びTA実践インターンシップⅡの単位を修得していること
e4	課題演習Ⅰ-4	IV	1			演	課題演習Ⅰ-3及びTA実践インターンシップⅢの単位を修得していること

②スクールリーダーシップ開発コース

番号	授業科目名	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
f1	課題演習Ⅱ-1	I	1			演	
f2	課題演習Ⅱ-2	II	1			演	課題演習Ⅱ-1の単位を修得していること
f3	課題演習Ⅱ-3	III	1			演	課題演習Ⅱ-2の単位を修得していること
f4	課題演習Ⅱ-4	IV	1			演	課題演習Ⅱ-3の単位を修得していること

③特別支援教育向上コース

ア．特別支援教育高度実践カプログラム

イ．特別支援学校リーダープログラム

番号	授業科目名	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
g1	課題演習Ⅲ-1	I	1			演	
g2	課題演習Ⅲ-2	II	1			演	課題演習Ⅲ-1の単位を修得していること

g3	課題演習Ⅲ-3	Ⅲ	1			演	課題演習Ⅲ-2の単位を修得していること
g4	課題演習Ⅲ-4	Ⅳ	1			演	課題演習Ⅲ-3の単位を修得していること

ウ. 特別支援教育推進コーディネータープログラム

①小学校・中学校・高等学校教諭専修免許状取得希望者

番号	授業科目名	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
f1	課題演習Ⅱ-1	Ⅰ		1		演	
f2	課題演習Ⅱ-2	Ⅱ		1		演	課題演習Ⅱ-1の単位を修得していること
f3	課題演習Ⅱ-3	Ⅲ		1		演	課題演習Ⅱ-2の単位を修得していること
f4	課題演習Ⅱ-4	Ⅳ		1		演	課題演習Ⅱ-3の単位を修得していること

②特別支援学校教諭専修免許状取得希望者

番号	授業科目名	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
g1	課題演習Ⅲ-1	Ⅰ		1		演	
g2	課題演習Ⅲ-2	Ⅱ		1		演	課題演習Ⅲ-1の単位を修得していること
g3	課題演習Ⅲ-3	Ⅲ		1		演	課題演習Ⅲ-2の単位を修得していること
g4	課題演習Ⅲ-4	Ⅳ		1		演	課題演習Ⅲ-3の単位を修得していること

（４）学校における実習科目

専攻内で各コース別に開設する授業科目のうち必修科目10単位を履修します。

教育実践力開発コースのTA実践インターンシップⅡ～Ⅳの履修は、それ以前の期のTA実践インターンシップ実習及び課題演習の単位を修得していることを条件とします。

①教育実践力開発コース

番号	授業科目名	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
h1	TA実践インターンシップⅠ	I	2			実	
h2	TA実践インターンシップⅡ	II	2			実	課題演習Ⅰ-1及びTA実践インターンシップⅠの単位を修得していること
h3	TA実践インターンシップⅢ	III	2			実	課題演習Ⅰ-2及びTA実践インターンシップⅡの単位を修得していること
h4	TA実践インターンシップⅣ	IV	2			実	課題演習Ⅰ-3及びTA実践インターンシップⅢの単位を修得していること
h5	教育実践コラボレーション実習	III	2			実	課題演習Ⅰ-1、Ⅰ-2及びTA実践インターンシップⅠ、Ⅱの単位を修得していること

②スクールリーダーシップ開発コース

ア. 教科教育リーダープログラム（D）

イ. 学校適応支援リーダープログラム（E）

ウ. 学校運営リーダープログラム（F）

番号	授業科目名	開講期	プログラム	単位数			授業形態	備考
				必修	選必	選択		
i1	異校種実習	I	D	2			実	
			E					
			F					
i2	教科指導基礎実習	II	D	3			実	
			E					
			F					
i3	教科指導向上実習Ⅰ	III	D	3			実	
			E					
			F					
i4	教科指導向上実習Ⅱ	IV	D	2			実	
			E					
			F					
i5	授業研究実習	I	D				実	
			E			2		
			F			2		

i6	特別支援教育実践実習A	I	D				実	
			E	2				
			F	2				
i7	学校カウンセリング実習A	II	D				実	
			E	3				
			F					
i8	学校適応アセスメント実習	III	D				実	
			E	3				
			F					
i9	学校適応支援システム化実習	IV	D				実	
			E	2				
			F					
i10	教育連携コラボレーション実習	I	D				実	
			E					
			F	2				
i11	学校組織マネジメント実習 I	II	D				実	
			E					
			F	2				
i12	学校組織マネジメント実習 II	III	D				実	
			E					
			F	2				
i13	学校組織マネジメント実習 III	IV	D				実	
			E					
			F	2				

③特別支援教育向上コース

ア. 特別支援教育高度実践力プログラム（G）

イ. 特別支援学校リーダープログラム（H）

ウ. 特別支援教育推進コーディネータープログラム（I）

番号	授業科目名	開講期	プログラム	単位数			授業形態	備考
				必修	選必	選択		
j1	特別支援教育TA実習	II	G	2			実	
			H					
			I					
j2	特別支援学校TA実習 I	III	G	2			実	
			H					
			I					
j3	自立活動実践実習A	III	G	2			実	
			H					
			I					
j4	特別支援学校TA実習 II	IV	G	2			実	
			H					
			I					
j5	特別支援教育異校種実習	I	G				実	
			H	2				
			I					
j6	特別支援教育連携資源実習	II	G				実	
			H	3				
			I					
j7	自立活動実践実習B	III	G				実	
			H	2				
			I					

j8	自立活動マネジメント実習	IV	G				実	
			H	3				
			I					
j9	授業研究実習	I	G				実	
			H					
			I			2		
i6	特別支援教育実践実習A	I	G				実	
			H					
			I		2			
j10	特別支援教育実践実習B	I	G	2			実	
			H					
			I		2			
j11	学校カウンセリング実習B	II	G				実	
			H					
			I	3				
j12	特別支援教育アセスメント実習	III	G				実	
			H					
			I	3				
j13	特別支援教育システム化実習	IV	G				実	
			H					
			I	2				

（注）教育実践力開発コースの初等教育高度実践力特別プログラムについては、在学中に小学校教諭一種免許状の取得が必要です。これに関する学部授業科目の履修方法については、別途定めます。

（略）

5. 履修科目登録単位数の上限設定

本学大学院教職実践専攻では、院生がそれぞれの授業科目について十分な学習時間を確保することができるよう、1年間の履修登録ができる単位数の上限を40単位と定めています。ただし、「学校における実習科目」の単位は上限設定の40単位の算出には含めません。

6. 同コース他プログラム授業科目の履修

同コース他プログラムが開設する授業科目について、授業担当者及び指導教員の許可があり、時間割上履修可能である場合にのみ、2年次以降（教育実践力開発コース初等教育高度実践力特別プログラムは3年次以降）8単位までの範囲で履修することができます。ただし、科目の性質上許可できない場合があります。なお、修得した単位は修了要件単位には含まれず、「その他の科目」として認められます。

7. 補償授業

入学時点で基礎学力の不足が認められる院生に対して、4月オリエンテーション期間において補償授業を行います。

- ・目的：教職大学院での履修を円滑にスタートできるように、入学時点で不足していると考えられる学力を補う。
- ・対象：教育実践力開発コースの学生の中で、本学教育学部以外の出身者及び希望者
- ・内容：大学院入学後、次の内容をそれぞれ講義形式で、授業開始までに集中的に実施する。（教職の意義・教育の基礎理論・教育課程および指導法・生徒指導、教育相談及び進路指導）
- ・評価：試験またはレポートにより、本学における学部教育修了者と同程度以上の学力を有するかどうかを確認する。基準に達しない場合は、さらに補修を追加する。

Ⅲ 成績評価について

1. 成績評価

成績評価は、試験、レポート、平素の学習状況等により行います。

なお、評価は、一般目標、到達目標と各科目のシラバスに記載されている「評価の判断基準」に沿って、行われます。シラバスに記載されている「評価の判断基準」は、A（授業で身につける資質能力を大きく越えて、優秀である）、B（授業で身につける資質能力を越えて、優秀である）、C（授業で身につける資質能力を身につけている）、D（授業で身につける資質能力を最低限身につけている）、E（授業で身につける資質能力が身につけていない）の5レベルから成ります。成績評価については、科目担当者が準備した資料を基に専攻会議で審議・決定します。

2. 受験資格

受験資格は、原則として総授業時間数の3分の2以上の出席が必要です。なお、授業欠席の取り扱いについては、「学生の授業欠席の取り扱いについて（重要通知）」を確認してください。

3. 成績評価区分

成績評価は、秀（100点～90点）、優（89点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点以下）の5区分により、「可」以上は合格、「不可」は不合格とし、合格単位は取り消すことができません。

4. 成績調査依頼制度

成績評価に異議がある者は、当該成績評価の妥当性及び成績評価の変更の可否について調査を依頼することができます。定められた期日までに教育支援課に申し出なければなりません。なお、成績調査依頼を申し出ることができる者は、合理的な理由を有する者に限ります。

IV 学籍

1. 修業年限、在学年限

修業年限は2年です。在学年限は4年です。

教育実践力開発コースの初等教育高度実践力特別プログラムは、修業年限は3年、在学年限は5年です。

2. 休学、復学、退学

病気またはその他特別な事由により3ヶ月以上修学不能のときは許可を得て休学することができます。学期始めから休学した場合は休学期間中の授業料は免除されます。休学期間は、修業年限および在学年限に算入されませんが、通算2年を超えて休学はできません。休学許可期間が満了あるいは休学理由が消滅したときは許可を得て復学できます。また、退学しようとするときも書面で学長の許可を得なければなりません。

休学、復学、退学いずれも事前の申請が必要です。指導教員と相談のうえ早めに申請してください。

3. 除籍

在学年限を超えたとき、また授業料の納入を怠り督促してもなお納入しなかったとき等は除籍となります。

4. 転学、留学

他の大学院に転学しようとするときは、書面で学長の許可を得なければなりません。なお、学長の許可を得て外国の大学院で修学したときは、その留学期間は修業年限に含めることができます。

V 各種届・証明等

1. 学生証

学生証は入学式後に交付します。学生証は本学の学生であることを証明するものです。図書館利用や通学定期券購入、各種証明書の発行などに必要となりますので常時携帯してください。有効期限は2年間です。また、紛失したときは「学生証再交付に関する細則」に基づき再交付の申請をしてください。課程修了や退学などで本学学生の身分を失ったとき、また有効期限を過ぎたときは直ちに返納してください。（再交付申請・返納先：教育支援課）

2. 保証人

入学時に提出した誓約書の保証人を変更するときは、誓約書を再度提出してください。（提出先：教育支援課）

また、保証人が住所を変更したときは住所変更届を提出してください。（提出先：学生支援課）

3. 各種証明書

在学証明書、修了見込証明書等は、学生センター2階及びキャリア支援センター内の証明書自動発行機（8時30分～17時）で入手してください。

成績証明書の発行を希望するときは、所定の用紙で申し込んでください。原則として、申込翌平日の午後にお渡しします。（申込先：教育支援課）

VI 事務組織

1. 事務体制

本学の大学院生に関わる主な事務組織は、下記のとおりになっています。

担当部署	取扱事項
教育支援課	授業、各種証明、休学・復学・退学等の学籍に関わる事項 教員免許、各種資格等に関わる事項
学生支援課	盗難、事故、学生寮等の学生生活に関わる事項 奨学金、授業料免除、食堂等の福利厚生に関わる事項
キャリア支援室	就職に関わる事項
入試課	入学者選抜に関わる事項
財務企画課	授業料の徴収に関わる事項

2. 学生への諸連絡について

休講、呼び出し等の学生に対する連絡や種々の通知は、学生センター掲示板で行います。

なお、休講情報や一部の掲示内容についてはポータルシステムでも確認できますが、登校した際には必ず学生センターの掲示板を見るように心がけてください。

*ポータルシステムのURLは次のとおりです。

・<https://fnavi.fukuoka-edu.ac.jp/>